

広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表港湾管理施設の部中「広島国際コンテナターミナル管理棟」を「広島港国際コンテナターミナル管理棟及び海田コンテナヤード管理棟」に、「福山港箕島コンテナターミナル管理棟」を「福山港箕島地区管理棟」に改める。

(広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成二十二年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。